

I 学校経営の基本方針

憲法及び教育基本法等の教育諸法令に基づき、民主的で文化的な国家・社会と人類の福祉に貢献する人間の育成をめざし、全教職員の自覚と共通理解と協力によって、調和と統一性のある学校経営を行う。

令和2年3月に策定された「枚方市教育大綱」及び令和2年9月に見直しが行われた「枚方市教育振興基本計画」並びに令和6年度の「学校園の管理運営に関する指針」をふまえ、取り組みを進める。

本校の児童の実態と地域の特色を踏まえ、知(確かな学力)、徳(豊かな人間性)、体(健康・体力)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進する。

II 教育目標

【学校教育目標】

「学びあい、つながりあい、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」

【めざす学校像】

- ・地域とともにある社会に開かれた「信頼される学校」
- ・個別最適化された学びを実現する「安全安心な学校」
- ・確かな学力と自立を育み、「ともに学び、ともに育つ学校」

【めざす子ども像】

- ・【知】よく考える子…………… 基礎基本の力を身につけ、すすんで学び、行動する子ども
自分で考えて、判断できる子ども
- ・【徳】おもいやりのある子… 自他共に大切に、協力しあう子ども
身近な人権問題に目を向け、解決に向けて実践できる子ども
- ・【体】たくましい子…………… 心身共に健康な子ども
最後までねばり強くがんばれる子ども

III 教育目標達成の指針

- ① 自ら学ぼうとする意欲を育てる中で、基礎・基本の確実な定着を図る。
- ② 一人一人の個性を伸ばすとともに、配慮を要する児童の指導を充実する。
- ③ 人権尊重の精神に徹し、心豊かな子どもを育てる。
- ④ 児童理解を深め、一人ひとりの子どものよさを大切にし、それぞれの自立を促す。
- ⑤ いじめや体罰等の未然防止に努め、一人ひとりの自己肯定感を高める。
- ⑥ 物事に集中し、最後までやりとおす子どもを育てる。
- ⑦ 自分の健康に関心を持ち、自ら実践する態度を育てる。
- ⑧ 職員が個性を発揮し、かつ相互に理解し合って教育活動を展開する。
- ⑨ 保護者や地域の人々と連携し、理解と協力を得ながら教育活動の充実を図る。
- ⑩ 常に整理整頓を心がけ、保護者や地域の人々とともに環境美化に努める。
- ⑪ タブレット端末等のICTを授業に有効活用し、児童の言語活動を充実させ、学習意欲と表現力に重点をおいた学力を高める。
- ⑫ 個別最適な学びを推進し、協働的な活動を通して、すべての子どもが主体的に学習する態度を育て、誰一人取り残さない探究的な学びを追求する。
- ⑬ 配慮を要する児童が意欲的に学習できるためのインクルーシブ教育を研究する。

Ⅳ 本年度の重点課題

Ⅰ. 確かな学びと自立を育む教育の充実

① 適正な学校運営体制の確立を図る。

「令和 7 年度学校園の管理運営に関する指針」の趣旨を踏まえ、学校経営方針と個別課題についての推進計画を明らかにし、教職員が教育目標の具現化に取り組むことができるよう組織体制を確立する。

- ア) 「学校教育自己診断」の結果等を活用し、学校の自己評価・関係者評価を適切に行うとともに、学校評価の結果を公表するなど地域・家庭との相互理解を深め、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進する。
- イ) 各部会での議題内容をもとに、職員会議での議題の整理や学校運営上の諸問題の検討等を行う。
- ウ) 各部会での議題内容については、主担者会議で整理精査する。構成は、校長、教頭、教務主任、教育部(主担)、保健主事、主事とする。
- エ) 職員会議は、法令等の趣旨を踏まえ、適正に運営する。
- オ) 校務分掌の内容と責任(者)を明確にするとともに、教職員の特性、能力を生かし適材配置を図る。必要に応じて校務分掌の改正を行う。
- カ) 「教職員の評価・育成システム」を実施し、教職員の資質能力の向上と学校の活性化を図る。
- キ) 教職員の長時間労働を縮減する取り組みとして、勤務状況を把握したうえで、教職員一人一人の働き方への意識改革を推進するとともに教職員の事務負担軽減等の取り組みを推進する。同時に、内部系パソコンおよびタブレット端末を有効活用し、会議等のペーパーレス化及び資料の作成を軽減することで、業務削減に努める。
- ク) 小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを意識し、第一中学校と連携した指導体制の確立に努める。
- ケ) 教育情報の適正な作成・保管・保存に努め「枚方市学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

② 学習指導要領に則った教育課程の編成と実施に取り組むとともに、校外研修・校内研修を通して、授業力向上・授業改善の取り組みをすすめる。あわせて、学習指導要領で育てる「知識及び技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の視点から授業の評価についても研究を進めていく。

- ア) 昨年度に引き続き、研究教科を「国語科」とする。授業研究を中心に、学習指導要領がめざす「主体的・対話的で深い学び」の実践的な指導力を高める研究・研修を組織的・計画的に実施する。
- イ) 「知識及び技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」のつきたい力を明確にし、単元計画の作成と指導と評価の一体化を図り、評価を学習指導の改善に生かすよう評価の在り方についての研究・実践に努める。特に、児童の言語活動の充実と表現力の向上に重点をおく。
- ウ) 2年間取り組んできた大阪府「スクール・エンパワーメント(SE)推進事業」の成果をふまえ、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、1人1台端末を有効活用した教育活動と、探求的な学びの育成のための指導の充実に取り組む、子どもたちの学力を向上させる。
- エ) ウ)を実現させるため、国語科の研究、授業実践を進め、支援教育の研修なども実施する。その成果を検証するため、全学年で研究授業を行う。
- オ) 各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の年間標準授業時数を確保し、適正な教育課程を編成する。
- カ) 図書館教育についての学校の方針を策定し、それに基づく年間計画に沿って読書活動を推進する。あわせて中央図書館とも連携し、学校司書とともに、読書活動の工夫や図書室の有効利用、データベースを生かした蔵書管理の適正化を図るとともに読書指導の充実に努める。
- キ) 「総合的な学習の時間」の目標及び内容を定めるとともに、自ら課題を見つけ、国語科とも連携させた探究的な学習となるよう配慮し、横断的・総合的な課題や学校の特色に応じた課題などを取り上げ、そのねらいを十分踏まえ特色ある教育活動を行う。
- ク) 教科や日常生活の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習(PBL;Project Based Learning)など、子ども主体の学習活動を推進する。
- ケ) 基礎・基本の学習内容の確実な定着を図るため、全国学力・学習状況調査の結果等を活用し、指導方法の工夫・改善や具体的な方策を講じ、「確かな学力」の育成に努める。

- コ) 「そろえる教育」から一人一人の「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル(誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ)を子ども一人一人が自己決定できる。
- カ) 個に応じた指導の充実のため、学習内容の習熟の程度に応じた指導、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、指導方法の工夫・改善(専科指導や少人数指導、T.T 等の複数の教員による指導等)を進める。また、学級担任制の弾力化、交換授業、合同授業等の研究・実施に努める。
- ク) 自学自習力の育成を図るため、タブレット端末を有効活用し、「自学自習力支援ソフト」の活用や「家庭学習の手引き」の作成などに努める。
- ク) 中学校と連携し、義務教育9年間を通じてキャリア教育の充実を図る

③ 業務改善と意識改革の推進

- ア) 教職員が「働きやすさ」を感じ、安心して子ども達と関わるために、主体的な取り組み推進する。
- イ) 「笑顔の学校プロジェクト」として、推進リーダーと各ブロックの担当者が交流会や定期的なフィードバックをもとに、「働きやすさ」の環境の構築に努める。
- ウ) 出退勤システムやストレスチェックの集団分析結果を活用し、よりよい職場環境づくりに努める。
- エ) 枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実を努める。

2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

① 道徳教育の推進に取り組む。

- ア) 学習指導要領に基づき重点目標・全体計画及び年間指導計画を作成するとともに、年間 35 時間の「道徳科」の授業を充実させる。また、適切な評価が行えるよう校内研修を推進する。あわせて、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- イ) 生命の大切さや他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会生活に必要なルールや善悪の判断などの道徳性を育成するため、家庭や地域と連携した道徳教育を進める。
- ウ) 自然や動植物と直接触れ合う自然体験や、ボランティア活動等の社会体験等の体験活動を充実させるとともに、道徳教育との関連を図るよう努める。

② 人権教育を府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、計画的・総合的に推進する。

- ア) 人権教育推進計画は、様々な人権課題の解決を目指して、児童の発達段階に即して、総合的、体系的に作成し、取り組む。
- イ) 児童に豊かな自尊感情を育むとともに、児童の自立・自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ウ) いじめ、体罰、児童虐待等の防止について、研修の充実を図るとともに関係諸機関との連携を図る。
- エ) 教職員一人一人が豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう、特に、参加・体験型の指導方法等新しい人権教育の指導方法についての研修の充実を図る。
- オ) ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、防止に努める。

③ 健康教育・食育等の充実に努める

- ア) 健康教育は教育活動全体を通じて行い、自ら心身の健康の保持・増進を図る実践力を育てる。また、児童の健康管理については、保護者、医師、関係諸機関等との連携を十分に図るとともに、学校保健委員会を開催し、連携の一助とする。
- イ) 令和6年度の体力・運動能力調査等の結果を踏まえるとともに、令和7年度は、児童の発達段階に応じて年間を通じた計画的に体力・運動能力の向上に努める。
- ウ) アレルギー疾患を有する児童に対して、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」等を有効活用し適切に対応できる体制を整備し、事故防止に努める。
- エ) 学校保健計画や食に関する指導の全体計画を作成し、健康教育・食育の推進を図る。
- オ) 衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。

④ 特別活動の推進に取り組む。

- ア) 学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、創意工夫した全体の計画及び年間指導計画を作成する。
- イ) 集団活動やさまざまな体験活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性の伸長を図る。

- ウ) 集団や社会の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする主体的・実践的な態度を育てるとともに、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- エ) 児童の良さを多面的・総合的に評価するとともに、活動意欲を喚起する評価の方法を工夫する。

3. 教職員の資質と指導力の向上

① 教職員の服務規律の確立を図る。

- ア) 教育者としての使命を自覚するとともに、法令等に定められている服務規律を順守し、保護者・市民の信頼に応えるよう努める。
- イ) 体罰やセクハラ等の不祥事が決して起こらないように、必要に応じて研修を行う。
- ウ) 職務上知りえた個人情報等に対する守秘義務の徹底を図るとともに、個人情報の取り扱いには十分に留意する。

② 教職員研修の充実を図る。

- ア) 教育者としての使命を自覚するとともに、専門的知識と実践的な指導力の向上をめざし、自らの資質を高める研修に努める。
- イ) 経験年数や職務・専門的知識・技能に応じた資質や指導力を育てるため、OJT及び内部・外部講師を積極的に招聘した校内研修を組織的・計画的・定期的実施する。
- ウ) 校内研修等を通して、学習指導要領や校内研究に基づいた授業改善に計画的に取り組む。
- エ) 授業アンケートの結果などをもとにして、授業力の向上を目指した研修に取り組む。
- オ) 「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに対する意識とモラルの向上を図るための研修を行う。

4. 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

① 支援教育の充実・推進に取り組む。

- ア) インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある児童の社会参加と自立をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、まわりの子どもたちと共に育ち合うよう努める。
- イ) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた支援教育に取り組む。
- ウ) 障がいのある児童一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、実施する。
- エ) 個別の指導計画と教育の支援計画を作成して、支援学級と通常学級との連携を強化し、個に応じた指導を充実する。
- オ) 支援教育コーディネーターを中心に全校的な支援体制をもとに教育活動を進め、研修等を通じて教職員間の情報共有を行う。
- カ) 通級における学びが通常の学級で十分に発揮できるように、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。
- キ) 誰一人取り残されない教育の実現に向け、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるとともに、支援が必要な子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える支援教育を充実させる。
- ク) どの学級にも多様な支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提とした、校内支援委員会の役割を十分に果たせる校内体制を整える。

5. 地域とともにある学校の推進

① 家庭や地域と連携して教育活動を展開し、地域とともにある学校づくりに取り組む。

- ア) 家庭や地域と連携して取り組むため、「家庭教育の手引き」の作成・配布や、地域の人材等の積極的な活用を図るなどの取り組みを進める。
- イ) コミュニティスクールを推進し、学校運営協議会を通して「協議会委員」による評価や「学校教育自己診断」を活用した学校関係者評価を充実させPDCAサイクルに基づいた学校運営を推進していく。
- ウ) 年1回の土曜授業もしくは土曜参観を実施するとともに、その内容については、フリー参観や保護者・地域の人々が参加しやすい行事を取り入れるなど工夫する。
- エ) 教育計画や学校の課題等について、学校だよりや学校ブログ、学校ホームページ等を活用し、情報の公

- 開に努めるとともに、「ひと・もの・情報」について家庭や地域社会との双方向の交流を積極的に進める。特に、学校ブログにおいては、学校の様子や子どもの教育活動をタイムリーに毎日掲載する。
- ホ) タブレット端末を活用し、学校と家庭とをつなぎ、双方向の連絡を図る。

6. 学びのセーフティネットの構築

① 安心・安全な学校づくりに努める。

- ア) 学校安全計画に基づき、校内での安全指導を徹底するとともに、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法や、登下校の安全確保等も含めた防災・防犯訓練等を実施する。さらに、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取り組みを進める。
- イ) 防災計画や危機管理マニュアルを必要に応じて見直し充実を図る。
- ウ) 登下校の安全指導、交通安全教室の実施等を行い、交通安全指導の充実に努める。
- エ) まなびポケット、ミルメール、学校ブログ等を活用し、緊急連絡を迅速かつ確実にを行う。

② 児童一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図り、いじめ・不登校、生徒指導上の諸問題について、生徒指導体制を整え指導の徹底を図る。

- ア) いじめや不登校、生徒指導上の諸問題に対応するため、生徒指導担当者を中心に学校が組織的に取り組む生徒指導体制の確立を図る。また、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールロイヤー(SR)等、専門家と協働し、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークを構築する。
- イ) いじめについては、「小倉小いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度、「小倉小いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。
- ウ) 体罰を許さない指導体制を確立し、児童を真に大切にす教育活動を展開する。
- エ) 不登校を出さない学級・学校づくりを行い、スクールソーシャルワーカー(SSW)や関係諸機関、中学校等とのさらなる連携を図り、総合的に取り組みを推進する。
- オ) 不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに留意する。

7. 学びを支える教育環境の充実

① 学校として教育環境の整備に取り組み、「美しい学校」づくりに取り組む。

- ア) 土曜授業もしくは土曜参観等を活用し、教職員、児童、保護者、地域の方々がともに学校の環境美化に取り組む機会を設ける。
- イ) 日常から整理整頓に心がけ、教室環境・校内環境の整備に努める。

② 学校の教育活動全体を通して環境教育を推進する

- ア) 環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、地球規模の視点に立った環境教育を推進する。
- イ) S-EMSの活動等を通して資源の節約や再利用に努める。